

公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組

平成 28 年 1 月 27 日
日本公認会計士協会
会長 森 公 高

監査人は、資本市場の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない。昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。

1. リスク・アプローチに基づく監査

リスク・アプローチに基づく監査においてリスクの識別及び評価を誤ると、監査計画・監査手続全般に影響が波及し、結果的に財務諸表の重要な虚偽表示を看過することとなる。リスク・アプローチに基づく監査の実施に当たっては、企業及び企業環境を十分に理解した上で、リスクを適切に評価することが決定的に重要となることを再認識しなければならない。

リスク評価に当たっては、経営者の誠実性に関する監査人の過去の経験や、被監査会社又は経営者の社会的名声による予断にとらわれることなく、内部統制を含む企業及び企業環境・ビジネスを適切に理解する必要がある。

2. 職業的専門家としての懐疑心

監査人は次の点に特に留意の上、監査の全過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持し発揮する必要がある。

- ・ 財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じるリスクは全ての企業に常に存在するという前提でリスク評価を行う。また、重要な虚偽表示リスクは常時変化する可能性があるため、監査過程を通じてリスクを見直す。
- ・ 内部統制の評価に当たっては、重要な虚偽表示リスクとの関連を常に意識し、統制目的が有効に達成されているか否かを確認する。そのためには、表面的な承認の有無の確認に終始することなく、運用評価手続の目的を十分理解した上で手続を実施する。特に、形式的な評価に陥りがちな全社的な内部統制の評価は、実効性のある手続となっているかを確認する。
- ・ リスクに対応した実証手続を実施する際には、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、説明の裏付けとなる適切な監査証拠を入手する。

3. 経営者による内部統制を無効化するリスク

財務諸表の重要な虚偽表示に経営者が関与する場合、経営者の姿勢は組織全体に大きな影響を及ぼし、また、その地位を利用して内部統制の無効化をもたらす。さらに、ビジネスモデルの特徴や企業環境の変化を利用する等、様々な要因が複合的に絡みあって

虚偽表示が及ぼす影響が格段に大きくなり、発見されるまでの期間も長期化することが多くなることに留意する必要がある。

経営者による内部統制を無効化するリスク（以下「内部統制無効化リスク」という。）は、全ての企業に存在する。監査人は、経営者は誠実であるとの思い込みにより、内部統制無効化リスクは低いと判断することなく、職業的懐疑心をもって批判的に評価する必要がある。内部統制無効化リスクに対応した手続（仕訳テスト、会計上の見積りにおける経営者の偏向の検討及び非通例的な重要な取引の検討）を実施する際は、起こり得る不正の態様を想定して、個々の状況に適合した手続を設計し実施する必要がある。

4．会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査に当たっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして批判的に検討する姿勢を保持する必要がある。

また、見積りの裏付けとなる適切な監査証拠を入手し妥当性を検討するとともに、各見積項目について、過年度の見積りと確定値又は当年度の再見積額の比較を遡及して検証する必要がある。

5．監査チーム内の情報共有

監査チームメンバーは、情報及び知識を適時に共有するため、随時、十分な討議を行う必要がある。監査責任者は監査補助者が上位者に報告又は相談しやすい環境を整備し、監査補助者もプロフェッショナルとしての自覚を持って監査チーム内での職責を果たすことが求められる。

6．審査

審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められる。評価に際しては、監査チームと同じ目線に立つことなく、重要な判断とその結論に関する監査調書を査閲し、職業的懐疑心をもって審査を行う必要がある。

7．監査時間・期間の確保

コーポレートガバナンス・コードで謳われているとおり、高品質な監査を可能とするには、十分な監査時間・期間の確保が重要な要素となる。十分な監査時間・期間の確保は、財務諸表の信頼性を高めるために不可欠な要素であることについて、経営者の理解を得る努力が必要である。

監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は公共の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の株主・投資家等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。